

【重要】高松市総合評価落札方式実施要領の訂正について

平成31年4月1日に改正しました「高松市総合評価落札方式実施要領」別表（第5条関係）について誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

なお、現在、契約監理課ホームページに掲載の「高松市総合評価落札方式実施要領」は修正後の内容に訂正しております。

「訂正箇所」

別表（第5条関係）

1.3 災害時の活動体制

訂正箇所	正		誤	
次の要件の両方に該当 (C) 加入している団体等が高松市との災害協定の締結者たる団体等と連携して当該災害協定の定めにより応急措置等に従事することとしている(当該締結者たる団体等が高松市と確認書を締結している場合に限る。) (D) 災害時に応急活動できる体制あり	8	16		8
この評価項目の(A)(B)(C)(D)のいずれかに該当	4	8		4
上記以外	0	0		0